



鳥取県公報

平成 25 年 1 月 22 日 (火)
第 8 4 6 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	図書の物品売払代金の収納事務の委託 (38) (政策法務課) 2
	土地改良区の解散 (39) (農地・水保全課) 2
	保安林の指定予定 (40) (森林・林業総室) 2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (41) (〃) 3
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (42) (治山砂防課) 3
◇ 公 告	駐車監視員資格者講習の実施 (警察本部交通指導課) 4

告 示

鳥取県告示第38号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、図書の物品売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年 1 月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

図書名	委託の相手	委託期間
鳥取県史ブックレット各巻	株式会社今井書店	平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日まで
	有限会社長生堂	〃
	鳥取県立博物館振興会	〃
	財団法人鳥取市文化財団	〃
	株式会社文化の友	〃
鳥取県史ブックレット 2 鳥取県の無らい県運動	公益財団法人日本科学技術振興財団	〃
鳥取県史ブックレット 5 江戸時代の鳥取と朝鮮	韓国物産館	〃
澤田廉三と美喜の時代	有限会社長生堂	〃

鳥取県告示第39号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により、中浜地区土地改良区が解散したので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年 1 月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第40号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年 1 月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
米子市吉谷字山ノ神谷山327の1、328、329
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、米子市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第41号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成25年 1 月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町徳丸字竹市谷1651の1、1651の2、1652から1654まで、字中赤谷1661の1（国有林）、1661の6

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第42号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成25年 1 月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

小羽尾地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱4号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱4号

を結んだ直線に囲まれた区域（昭和50年鳥取県告示第1139号（急傾斜地崩壊危険区域の指定について）で指定した区域を除く。）

土 地	標 柱
岩美郡岩美町大字小羽尾字浜頭391-1	1号
岩美郡岩美町大字小羽尾字宮谷向屋敷362	2号
岩美郡岩美町大字小羽尾字浜頭390	3号
岩美郡岩美町大字小羽尾字浜頭389-8	4号

公 告

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）を次のとおり行うので、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定により公告する。

平成25年1月22日

鳥取県公安委員会委員長 宇 野 松 人

1 日時及び場所等

区 分	日 時	場 所	内 容
講 義	平成25年2月19日（火）及び同月20日（水）の午前9時から午後5時10分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部4階 第9会議室	道路の交通に関する法令の知識その他放置車両の確認及び標章の取付けを適正に行うため必要な技能及び知識
修了考査	平成25年2月27日（水）午前9時30分から午後0時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部3階 第8会議室	講習内容の理解を確認するための筆記試験（正誤式50問）

2 持参する物

印鑑（修了考査日のみ）、駐車監視員資格者講習受講票及び筆記用具

3 受講申込手続

(1) 受講申込書の交付等

鳥取県内の各警察署交通課において交付する。ただし、インターネットによる場合は、鳥取県警察ホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/police/>）から入手することができる。

(2) 受講申込書の提出等

ア 提出先

鳥取県内の各警察署交通課

イ 提出方法

受講申込者が受講申込書（裏面に氏名及び撮影年月日を記載した写真を貼付するものとする。）を持参すること。ただし、法人が受講申込者の受講申込書を取りまとめ一括して提出する場合は、当該受講申込者からの委任状を添えること。

ウ 受講手数料及びその納付方法

受講手数料は19,000円とし、その金額に相当する額の鳥取県収入証紙を受講申込書の所定の欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印はしないこと。

なお、納付された受講手数料は返還しない。

(3) 受講申込書の受付期間

平成25年1月22日（火）から同年2月12日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

4 その他

3の(3)の受付期間中であっても受講定員（50人）に達したときは、受講の申込みの受付を締め切る場合がある。

5 問合せ先

鳥取県警察本部交通部交通指導課

電話 0857-23-0110（代）